



第4章 環境施策の展開

- 1 施策の体系
- 2 重点プロジェクト
- 3 重点取組（市民プロジェクト）
- 4 環境配慮指針



1 施策の体系

(1) 2つの視点に基づく施策の提示

第1次環境基本計画は、分野別の施策体系やその基本的な方向性、市民、事業者、市それぞれの環境配慮指針などで構成していましたが、本計画では、今後7年間で重点的に推進する分野別施策に加え、環境課題の解決を推進するためには、各行政分野に環境の視点を取り入れる必要があるとの考えから、次の2つの視点をもって施策の体系を示します。

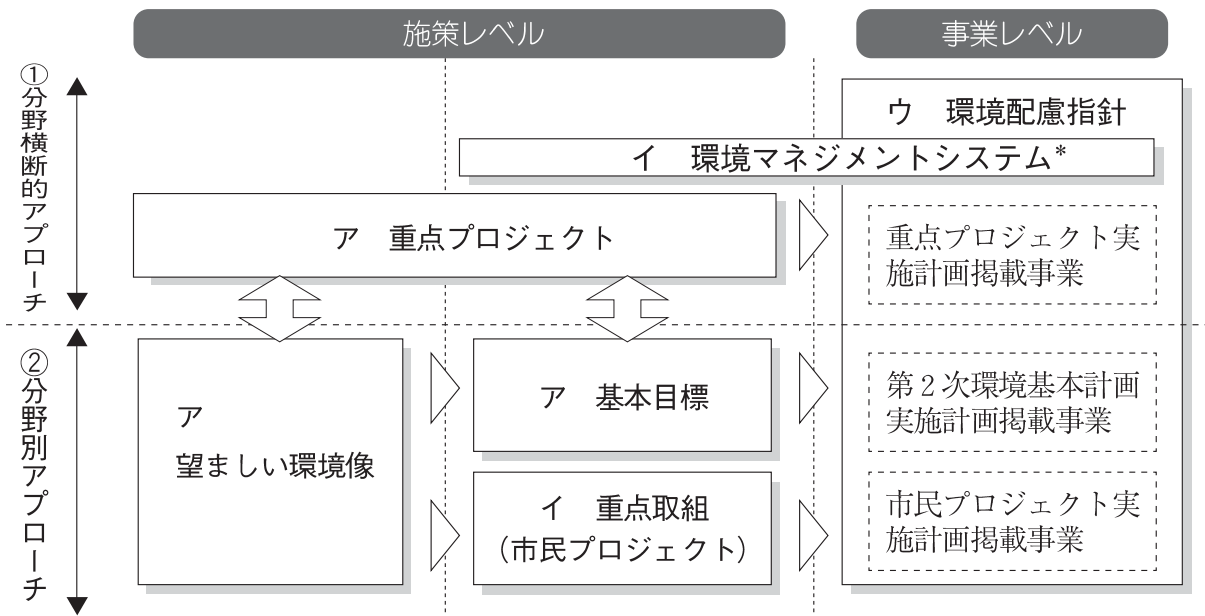


図4-1 2つのアプローチによる施策の形成

なお、この2つの視点は、第5次総合計画（改定版）*の戦略的アプローチ（分野横断的）のまちづくり重点戦略と、分野別アプローチの基本政策及び土地利用構想に繋がります（P38第3章 望ましい環境像「1 将来都市像」図3-1参照）。

① 分野横断的アプローチ

ア 重点プロジェクト

将来都市像の実現のために必要不可欠であり、今後7年間で重点的に推進する施策として、環境の視点を各行政分野に取り入れ、分野を横断して効果的に環境改善を進めるため、重点プロジェクトを示します。

重点プロジェクトは、環境との関連性が高いと考えられる生活文化、食料・農業、交流・定住促進、中心市街地活性化等、学び（教育）の5分野、10のプロジェクトです（P56「2 重点プロジェクト」参照）。この10のプロジェクトは、それぞれに個別の目的を持ち、プロジェクトの実施に伴い、望ましい環境像の実現や基本目標の達成に繋がることとなります（P54, 55図4-2 施策体系図参照）。

なお、具体的な内容は、別冊のプロジェクト集に掲載し、その実施方法等については、別に実施計画を定め、実施・点検・見直しを行います。

イ 環境配慮指針

本計画の望ましい環境像を実現するとともに、次代に引き継ぐ環境を維持するために、市民・事業者・市が日常活動においてそれぞれの立場で主体的に取り組む事項を示しています。

また、市内の各種開発事業の計画段階からの適切な環境配慮が重要であることから、開発事業における環境配慮事項を明らかにしました。

なお、環境配慮指針は、分野別はもちろん、分野横断的に取り組む必要があることから、「①分野横断的アプローチ」に分類しました。

ウ 環境マネジメントシステム*

市の事務事業による環境への負荷の軽減や環境保全活動について、環境マネジメントシステムを活用し、自己チェックを行います。

② 分野別アプローチ

ア 望ましい環境像・基本目標

分野別の4つの望ましい環境像と25の基本目標を示し、それぞれの達成に関する事業については、別に実施計画を定め、実施・点検・見直しを行います。

イ 重点取組（市民プロジェクト）

環境の保全には市民一人一人の取組が大切であることから、市民・事業者・行政が連携し実施することが望ましい事業（市民プロジェクト）を重点取組として位置付け、各主体が連携して実施します。

市民プロジェクトは、望ましい環境像別に公募市民で構成する環境市民会議が検討しました（P63「3 重点取組（市民プロジェクト）」参照）。

なお、具体的な内容は、別冊のプロジェクト集に掲載し、その実施方法等については、別に実施計画を定め、実施・点検・見直しを行います。

望ましい環境像・基本目標 【分野別アプローチ】		重点プロジェクト 【分野横断的アプローチ】		①利雪・親雪による雪国文化ルネサンス	②流域圏内交流と親水による一体感の醸成
地球環境にやさしいまち 〔地球環境〕 (市民プロジェクト)	・省エネルギーの推進	→	●		
	・事業者における新エネルギー*導入の促進	→	○		
	・家庭におけるCO ₂ *排出量の削減	→	○		
	・エコドライブ*の推進	→			
	・地産地消*の推進	→	○		
	・エコライフプロジェクト	→	○		
	・エコドライブプロジェクト	→			
多様な自然が広がるまち 〔自然環境〕 (市民プロジェクト)	・環境影響の軽減	→		●	
	・海岸の自然環境の保全	→		○	
	・河川・池沼等の自然環境の保全	→		●	
	・中山間地域の生物多様性の確保	→		○	
	・豊かな清流蘇らせ隊プロジェクト	→		●	
	・きれいな水保全プロジェクト	→		●	
資源が循環するまち (ゼロエミッション) 〔生活環境〕 (市民プロジェクト)	・事業者における低公害車*の普及促進	→	○		
	・光化学スモッグ*の発生抑制	→	○		
	・地盤沈下対策の強化	→	○		
	・環境保全型農業*の推進	→			
	・ごみの減量	→			
	・海岸のごみ撤去	→		●	
	・家庭ごみの再利用の促進	→			
	・町家、雁木など歴史的建造物を活かしたまちづくりの推進	→	○		
	・文化財の保存及び活用の推進	→	○		
	・雪を活用した生活様式の提案	→	●		
	・ごみゼロプロジェクト	→			
・不法投棄*防止プロジェクト	→				
一人一人が環境市民のまち 〔環境学習〕	・指導者の育成	→			
	・学習機会の拡大	→			
	・「上越市の環境」の市民への周知	→			
	・環境情報の市民への提供	→		○	
	・市民プロジェクトの推進	→	△	△	
	・事業者との連携強化	→	○		
環境施策以外での連携分野				生活文化	

図4-2 施策体系図

- 重点プロジェクトの構成上不可欠な施策
- 重点プロジェクトを構成する可能性のある施策
- △ 重点プロジェクトに関する施策

③農業の6次産業化*	④食育による健康増進と環境教育	⑤自然環境を活かした交流・定住促進	⑥歩きのススメと中心市街地活性化	⑦公共交通活性化とコンパクトなまちづくり	⑧こどもを中心とした波及効果の高い環境共育*	⑨ライフスタイル提案型の環境啓発	⑩生涯学習の推進による環境まちづくりの担い手育成
	○	○		○		●	○
		●	○	○			
	○		●	○	○	●	○
			●	○		●	○
●	●	○			●	○	○
			○	○	○	●	○
			●	●		○	○
		○	○	●			
		●				○	○
○	○	●		○	○	○	○
●	○	○			○	○	○
			○		●		○
		○				○	●
		○					
		○	○	●			
		○		○		●	
●	●	●				●	○
○	○	●			○	●	○
		○			○	○	○
○	○	○			○	●	○
			●	●		○	○
		○	○		○		○
●	●	●			○	●	○
		○				○	●
	○				●		●
	○				○		●
	○	○			○		●
	○	○			○	●	○
△	△		△	△		△	●
○		○	○	○		○	
食料・農業		交流・定住促進		中心市街地活性化等		学び（教育）	

*共育：教える、教わるという関係でなく、共に学んで成長していくという意味を込めた造語



2 重点プロジェクト

(1) 目的

環境の視点を各行政分野に反映させるとともに、分野横断的な施策の展開による環境の課題解決のため、重点プロジェクトを設定しました。

(2) 重点プロジェクト設定の基本的な考え方

重点プロジェクト設定にあたり、次の4つの視点を踏まえ、検討しました。

① 豊かさ等の追求

人々は、健康で文化的な生活、安全・安心な生活、経済的に豊かな生活を求めています。

② 資源と環境負荷

人々が生きていくためには、食・エネルギー・水などの資源を必要としますが、それら資源を利用するときに環境負荷が発生します。

③ 資源循環と土地利用

資源の分布や流れは、都市空間と自然空間、市街地と田園地域・中山間地域の配置によって決まります。

④ 人材育成・参加

最も基礎となるのは、個人や地域社会の力であり、それは教育やコミュニティの影響を受けます。

(3) 分野の設定

上記の考え方により連携する分野ごとに次の5つの分野を設定しました。

① 生活文化^{かける} × 環境

個人や地域社会の力の発揮により、環境の課題を解決します。

② 食料・農業^{かける} × 環境

自然環境により生み出される食料や当市の産業の特色でもある農業により、環境の課題を解決します。

③ 交流・定住促進^{かける} × 環境

地域活性化により地域の課題でもある人口減少と環境の課題を解決します。

④ 中心市街地活性化等^{かける} × 環境

現代人の健康志向、公共交通の活性化、コンパクトなまちづくりにより、環境の課題を解

決めます。

⑤ 学び（教育）^{かける} × 環境

学びによって、環境への関心を高め、行動につなげていきます。

(4) 第5次総合計画（改定版）*との関係

各分野において設定した重点プロジェクトは、第5次総合計画（改定版）まちづくり重点戦略に含まれる重点プロジェクトと対応しています。

(5) 取組内容

表4-1 重点プロジェクト一覧のとおりです。

なお、取組内容の詳細については、別冊のプロジェクト集に掲載します。

(6) 実施方法

実施方法等については、別に実施計画を定め、実施・点検・見直しを行います。

表4-1 重点プロジェクト一覧

分野	プロジェクト名
<p>I 水と雪に親しむまちづくり (生活文化×環境)</p> <p>上越市の発展を支えてきた水や雪に親近感を持てるしかけづくりによって、水や雪によって育まれる地域文化を復興し、ひいては地元への愛着や交流人口の拡大を目指す。</p>	<p>① 利雪・親雪による雪国文化ルネサンス</p> <p>冬季の生活の障害とされる雪について、日常生活の中で親しみ、利用する機会を拡充する。これによって、雪国の生活の智恵を生かしたライフスタイルの復権と市内の市街地、田園地域と中山間地域の交流を拡大し、地元への誇りや雪への愛着と誇りを高めるとともに、冬季と夏季双方の省エネルギーを図る。[雪の各種イベント体系化、雪室による環境教育など]</p> <p>② 流域圏内交流と親水による一体感の醸成</p> <p>市町村合併により源流から河口までが同一市内となった上越市において、水の流れを通じて上流域である中山間地域と下流域の市街地の交流を進めるとともに、河川や池沼等と触れ合える空間や機会を創出する。これによって、地域の一体感の醸成と交流人口拡大を目指し、地元や川への愛着や誇りを高めるきっかけをつくるとともに、地域資源としての水の重要性を認識してもらう。[上流から下流までの小学生による川くんだりキャンプ、下流域住民による水源地域の植林など]</p>
<p>II 農と食に親しむまちづくり (食料・農業×環境)</p> <p>上越市が生み出す食の地産地消*や高付加価値化、食品廃棄物のリサイクル*等によって、農業・観光振興や健康増進に寄与しつつ、環境負荷の低減や自然環境保全を推進する。</p>	<p>③ 農業の6次産業化*</p> <p>市内の中山間地域において、主に市街地からの食品廃棄物等をバイオマス資源*（堆肥）として活用した農産物を栽培する。この農産物を原料とした特産品の開発を行うことによって、農業・商工業・観光振興のきっかけをつくるとともに、耕作放棄地の有効利用とごみの減量化を図る。[「そば栽培+そば道場+そばコンテスト+そば祭り」など]</p> <p>④ 食育による健康増進と環境教育</p> <p>食のプロセスを身近で学べるしくみと機会を創出する。これによって、健康、環境、農業の大切さを認識してもらう。[コミュニティ単位での生ごみ堆肥化+農園・花壇整備など]</p>
<p>III 自然環境に親しむまちづくり (交流・定住促進×環境)</p> <p>上越市の恵まれた自然環境に光をあてるグリーン・ツーリズム*や田舎暮らしの推進によって、交流や定住促進に寄与しつつ、自然環境保全を推進する。</p>	<p>⑤ 自然環境を活かした交流・定住促進</p> <p>グリーン・ツーリズムやワーキングホリデー、お試し居住など、情報交流から交流、二地域居住、定住へと段階的にステップアップしてもらうため、訪問者と地元住民双方の立場にたったコーディネートを行う。これによって、自然環境や農山村部の大切さを都市住民に認識してもらうとともに、交流・定住人口の増加を図り、地域住民の上越に対する愛着と誇りを高めるきっかけとする。</p>

※「望ましい環境像」欄のゴシック体部分は主に関わりをもつ環境像

望ましい環境像	第5次総合計画（改定版）*	
	まちづくり重点戦略	重点プロジェクト
地球環境 生活環境	2 市内の循環・交流による「地産地消*」の推進	①循環による価値向上プロジェクト
自然環境 生活環境	5 学びを生み出す空間をつくる「上越学」の確立	②上越まるごとキャンパスプロジェクト
地球環境 自然環境 生活環境	2 市内の循環・交流による「地産地消」の推進	①循環による価値向上プロジェクト
地球環境 自然環境 生活環境 環境教育	5 学びを生み出す空間をつくる「上越学」の確立	②上越まるごとキャンパスプロジェクト
地球環境 自然環境 生活環境	3 広域的な交流による「上越サポーター」の獲得	①ちょこっと上越・おためしプロジェクト ----- ②じっくり上越・ほんもの体験プロジェクト

分野	プロジェクト名
<p>Ⅳ 人の動きとにぎわいを生み出すまちづくり (中心市街地活性化等×環境)</p> <p>自家用車が中心となっている上越市において、歩く人々や公共交通の利用者が増えるようなまちづくりを進めることによって、健康増進やにぎわいのある生活環境づくりとともに、CO₂*の削減を目指す。</p>	<p>⑥ 歩きのススメと中心市街地活性化</p> <p>健康のためのウォーキングやまち歩きを直接的・間接的に促進する。これによって、自家用車利用機会の減少や公共交通利用の足がかりにする(CO₂排出量の削減に寄与する)とともに、健康づくりの推進や中心市街地活性化、商業振興のほか、まちづくりへの興味や上越への愛着と誇りを高めるきっかけをつくる。[ウォークラリー、中心市街地宝探し、歩いて暮らせるまちづくり、町家のビフォーアフターなど]</p> <p>⑦ 公共交通活性化とコンパクトなまちづくり</p> <p>公共交通の利便性を高めるとともに、交通手段としての目的以外の付加価値を創出するなど公共交通機関の魅力度を向上し、新たな付加価値を周知することにより利用促進を図る。あわせて、コンパクトなまちづくりの推進によって、構造的に歩きやすい空間や公共交通機関が自家用車と共存できるまちをつくる。これによって、CO₂の削減に寄与するとともに、公共交通機関を利用した魅力あるライフスタイルの提示や観光振興などのきっかけとする。[ゲートウェイ(市の玄関口)と中心市街地とを結ぶ利便性の高い鉄道の確立、バス路線及びダイヤの再編、モビリティマネジメント、中心市街地や駅周辺における集客施設の立地促進など]</p>
<p>Ⅴ 学びの豊かなまちづくり (学び(教育)×環境)</p> <p>意識的または潜在的に多様な環境学習機会の創出によって、市民主体や協働によるまちづくりのパワーを育てるとともに、環境保全活動のリーダーから日常生活でのちょっとした改善をする人に至るまでの様々な環境市民を育成する。</p>	<p>⑧ こどもを中心とした波及効果の高い環境共育*</p> <p>学校や地域社会におけるこどもへの環境教育を核としながら、多様な主体や世代間をつなぐツールの開発と活用機会を拡充する。これによって、地域内のコミュニケーション機会を拡充するとともに、波及効果の高い環境学習の展開を目指す。[ポイントカード、コンクール、新エネルギー*への市民出資など]</p> <p>⑨ ライフスタイル提案型の環境啓発</p> <p>従来からのスローガンの啓発事業に、行動実践までつなげる心理的アプローチを加えるとともに、遊びや趣味感覚で環境を学べるメニューや環境負荷の小さい生活の智恵をおしゃれなライフスタイルとして発信する啓発事業を行う。これによって、意識的または無意識のうちに環境負荷の少ない日常生活を営むきっかけとする。[スローライフ*、LOHAS*、町なか居住、半農半X生活など]</p> <p>⑩ 生涯学習の推進による環境まちづくりの担い手育成</p> <p>生涯学習活動と市民活動の有機的な連携を図る。これによって、協働によるまちづくりの担い手(リーダー)を発掘・育成し、市民主体や行政との協働による環境活動の活性化を図る。[大人の社会見学ツアー、環境市民大学、生涯学習パスポート発行、草の根環境協働事業など]</p>

※プロジェクト名欄の〔 〕内は、事業のイメージです。

*共育：教える、教わるという関係でなく、共に学んで成長していくという意味を込めた造語

※「望ましい環境像」欄のゴシック体部分は主に関わりをもつ環境像

望ましい環境像	第5次総合計画（改定版）*	
	まちづくり重点戦略	重点プロジェクト
地球環境 生活環境	4 にぎわいを生み出す空間をつくる「まちの陣形」の強化	①まちなか公共空間再生プロジェクト
地球環境 自然環境 生活環境	4 にぎわいを生み出す空間をつくる「まちの陣形」の強化	①まちなか公共空間再生プロジェクト
地球環境 自然環境 環境学習	1 地域コミュニティでの交流による「ご近所の底力」の向上	②子どもが主役のコミュニティプロジェクト
地球環境 生活環境 環境学習	5 学びを生み出す空間をつくる「上越学」の確立	②上越まるごとキャンパスプロジェクト
自然環境 生活環境 環境学習	5 学びを生み出す空間をつくる「上越学」の確立	②上越まるごとキャンパスプロジェクト



3 重点取組（市民プロジェクト）

(1) 目的

本計画の実効性を高めるには、市民・事業者・行政が連携・協働して環境保全活動に取り組むことが必要です。

そのため、重点取組として市民・事業者・行政が連携・協働して実施する6つの「市民プロジェクト」を設定し推進します。

(2) 設定の経過

市民プロジェクトは、公募市民で構成する環境市民会議において検討しました。

市民会議は「地球環境」「自然環境」「生活環境」の3つの環境の分野、5つのグループに分かれて検討を行い、環境の課題の解決に向けての具体的な取組内容や各主体の役割について取りまとめました。

(3) 計画期間

平成20～24年度のおおむね5か年を予定しています。

(4) 計画の見直し

毎年、計画の進捗状況を公表するとともに、見直しを行います。

(5) 推進体制

市は、市民・事業者とともに、新たに市民プロジェクト推進組織（仮称）を設置します。進捗状況を公表し、環境審議会、市民、事業者の意見を聴きながら、点検・見直しを行います。

(6) 取組内容

表4-2重点取組（市民プロジェクト）一覧のとおりです。

なお、取組内容の詳細については、別冊のプロジェクト集に掲載します。

(7) 実施方法

別冊のプロジェクト集に示す市民・事業者・行政の役割に基づき事業を展開します。

なお、具体的な実施方法等については、別に実施計画を定め、実施・点検・見直しを行います。

表4-2 重点取組（市民プロジェクト）一覧

望ましい環境像	プロジェクト名	目的
地球環境にやさしいまち (地球環境)	①エコライフプロジェクト	エネルギーを大切に使うこと、物を大切に使うことを考えながら、家庭内で取り組める『エコライフ』にしぼり、家電の使用方法による省エネを中心に考え、地球温暖化*防止を考える。
	②エコドライブ*プロジェクト	エネルギーを大切に使うことを意識し、生活に密着している『自動車』の使用方法を変えること、緑化活動など健康的なゆっくりスローな活動から地球温暖化防止を考える。
多様な自然が広がるまち (自然環境)	③豊かな清流蘇らせ隊プロジェクト	川は身近で貴重な自然体験の場であり、子どもの感性を磨き、想像力を養うのに最適な場です。健全な自然環境を子孫に残すため、子どもと川遊びができる清流水としたい。また、人と水との関わりから、川をもっと身近なものとし、「川は、危ない・汚い・管理は行政がしてくれる」という意識を変えていく。
	④きれいな水保全プロジェクト	『上流から下流まで思わずふれてみたくなるような水』。人が集い、癒される。遊び、楽しむことができる。多種多様な生き物が存在する。 「森は海の恋人」と言われるように、海が元気になるためには、山、川も元気でなければならない。このように水は循環しているということを念頭に置き、身近なところから始めることで、上越市の「水環境」を守っていく。
資源が循環するまち (生活環境)	⑤ごみゼロプロジェクト	もったいない精神を上越市全体に広げ、循環型社会*になるよう取り組む。
	⑥不法投棄*防止プロジェクト	不法投棄をなくし、私たちのまちの美しい自然を守るため、足元から取り組む。

実施概要	第2次環境基本計画 基本目標	第2次環境基本計画 重点プロジェクト
<ul style="list-style-type: none"> ・「エコライフ」主要取組の調査・研究 ・「エコライフ」イベントの実施 ・「エコライフ」10箇条の作成・普及 	地球環境 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーの推進 ・家庭におけるCO₂*排出量の削減 	⑨ライフスタイル提案型の環境啓発
<ul style="list-style-type: none"> ・「エコドライブ*ゾーン」の調査・指定・周知 ・自転車の利用拡大 ・ノーカーデーの拡大 ・緑化活動の推進 	地球環境 <ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブの推進 	⑥歩きのススメと中心市街地活性化 ⑦公共交通活性化とコンパクトなまちづくり
<ul style="list-style-type: none"> ・身近な川での河川愛護活動 ・川のことを学習し、成果をまとめる ・川サミットの開催 ・ビオトープ*、川辺の遊歩道等、水辺環境整備 ・遊べる川をまとめた川マップの作成・周知 	自然環境 <ul style="list-style-type: none"> ・河川・池沼等の自然環境の保全 環境学習 <ul style="list-style-type: none"> ・学習機会の拡大 	②流域圏内交流と親水による一体感の醸成
<ul style="list-style-type: none"> ・水環境の現状を多くの人に知ってもらうための「水の地図」を作成・周知 ・水環境を守るため、自分たちができる活動をまとめた「上越市の水を守る手引き」を作成・周知 	自然環境 <ul style="list-style-type: none"> ・海岸の自然環境の保全 ・河川・池沼等の自然環境の保全 環境学習 <ul style="list-style-type: none"> ・環境情報の市民への提供 	②流域圏内交流と親水による一体感の醸成
<ul style="list-style-type: none"> ・エコクッキングの推進 ・布おむつの推進 ・デポジット*またはマイカップ自販機の推進 	生活環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量 	③農業の6次産業化 ④食育による健康増進と環境教育
<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄*実態の周知 ・不法投棄*防止の意識啓発 ・家電リサイクル*制度の簡素化 	生活環境	



4 環境配慮指針

(1) 配慮指針の基本的な考え方

① 配慮指針の目的

本計画に掲げた4つの望ましい環境像を実現するためには、市民・事業者・市がそれぞれの立場で主体的に取り組むことが求められます。第4章で掲げた市の事業・施策を推進するだけでなく、市内において実施される各種の開発事業に対しても計画段階から適切な環境配慮を行うことが重要です。また、市民や事業者が行う日常の活動でも、環境の保全に対して配慮した行動がとられていなければなりません。

配慮指針は、環境に影響を及ぼす開発行為や社会経済活動に対して、環境に配慮すべき事項を明らかにすることによって、市(行政)はもとより市民及び事業者にも各種の開発事業や日常行動における環境配慮を要請するものであります。

市はこの配慮指針を順守し、自ら事業者であり消費者であることを踏まえて、環境保全行動に率先して取り組むとともに、市民・事業者に対して積極的な普及・啓発に努めます。

表4-3 環境づくりのための各主体の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める 環境問題に関心を持って、自主的に行動する 行政が行う環境の保全に関する施策に協力する
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動に伴う環境への負荷の低減に努める 環境への負荷や環境保全活動に関する情報を提供する 行政が行う環境の保全に関する施策に協力する
市	<ul style="list-style-type: none"> 環境の保全に関する事業・施策を総合的・計画的に実施する 市民や事業者の行う環境保全活動を積極的に支援する 環境に関する情報を広く提供する 事業者・消費者として環境の保全に関する行動を率先して実行する

② 配慮指針の構成

本項では、道路、住宅地の造成などの各種開発事業や市民や事業者が行う日常活動において、環境に配慮すべき事項を具体的に示すとともに、環境基本計画の望ましい環境像である「地球環境にやさしいまち」「多様な自然が広がるまち」「資源が循環するまち」「一人一人が環境市民のまち」の実現に向けて、市や市民及び事業者がそれぞれの立場において自主的かつ積極的な実践が期待される基本的な内容を示しました。

本計画における環境への配慮指針は、以下に示すように2つの環境配慮から構成されています。これらの環境配慮の指針は、環境資源等の利用に当たって、それぞれの配慮事項を適切に組み合わせることで総合的に運用することが必要です。

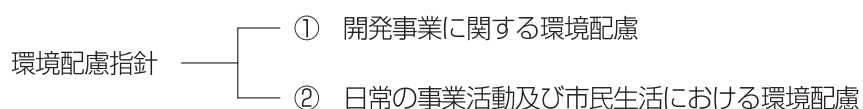


図 4-3 環境配慮指針の構成

ア 開発事業に関する環境配慮

環境への負荷を可能な限り少なくするために、共通の環境配慮のほかに事業別の環境配慮の方針を示しました。原則として全ての開発事業に環境上の配慮を適切に組み込むことによって、「上越市環境基本条例」の第11条の規定に基づいて、開発を行う事業者が環境に対する適正な配慮を行えるように、環境面で配慮すべき一般的な事項を示しました。

イ 日常の事業活動及び市民生活における環境配慮

本計画を推進する主体である市、市民及び事業者が、日常の活動においてそれぞれの立場で環境に配慮すべき基本的事項を示しました。

(2) 開発事業に関する環境配慮

市内において実施される開発事業に当たっては、この指針に基づき適切な環境配慮を行うことを基本とします。一部の事業については、環境に及ぼす影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき環境の保全について適正に配慮していく必要があります。

① 開発事業に関する環境配慮の考え方

ア 地域の自然環境への適切な配慮

本計画第2章「1 上越市の概況 (P5)」に記したとおり、当市は豊かな自然環境に恵まれています。

このため、まとまった緑地や丘陵地、水辺、農耕地、現存する貴重な動植物等、自然環境を極力保全するように努めます。開発事業による改変が必要な場合には、環境の変化に対する緩和措置を取ることや、地域の特性に応じた復元及び緑地や水辺の整備を行うことによって良好な環境の創造を図るものとします。

イ 土地利用に応じた生活環境への配慮

開発事業による環境への負荷は、事業の内容や規模、事業予定地周辺の環境特性によってその影響は大きく異なってきます。このため、開発事業が生活環境へ著しい影響を及ぼさないよう周辺地域の土地利用や環境特性に応じた配慮を行い、環境への負荷の低減に努めます。

ウ 開発事業の各段階における適切な配慮

各種開発事業の構想、計画、実施、供用後、それぞれの段階に応じた配慮を行い、環境への負荷の低減に努めます。

表 4-4 開発事業の各段階における環境配慮の考え方

開発事業 の段階	環境配慮事項
構想段階	○ 地域の環境条件を考慮し、周辺環境への影響が少ない立地場所を選定する。
計画段階	○ 計画地域の基礎的環境条件を踏まえた基本計画を策定する。また、実施計画策定の早い段階において、事業が周辺環境に与える影響を事前に調査し、必要な保全対策を講ずることにより、環境への影響を極力減じ、地域環境と調和した事業計画とする。
実施段階	○ 計画段階で検討した環境配慮事項を適切に実行し、また工法上の工夫、低公害の工事機械の使用、工事従事者への教育など、工事実施にあたって細心の注意を払うことにより、工事中の周辺環境への影響を極力小さくするよう配慮する。
供用後	○ 日常の事業活動や施設などの管理において周辺環境への適切な配慮を行うとともに、必要に応じて環境影響のモニタリングを行う。

② 対象事業

事業を計画するに際して、環境に影響を及ぼすおそれがあり、環境への配慮が必要な主要な開発事業を以下に示します。

表4-5 対象とする主要な開発事業

対象事業	主 な 開 発 事 業
<input type="checkbox"/> 住宅系整備事業	住宅団地造成、学校・病院・オフィス等の建設
<input type="checkbox"/> 商業・業務系整備事業	流通業務団地造成
<input type="checkbox"/> 工業系整備事業	工業団地造成、工場・事業所建設
<input type="checkbox"/> 交通系施設整備事業	道路整備、鉄道・軌道整備、ヘリポート等小型飛行場整備
<input type="checkbox"/> 河川・海岸系整備事業	河川・放水路改修・整備、海岸整備、ダム整備
<input type="checkbox"/> 埋立・港湾整備事業	埋立・干拓、港湾整備
<input type="checkbox"/> 廃棄物処理施設整備事業	廃棄物処理施設整備、廃棄物最終処分場*整備
<input type="checkbox"/> レジャー施設整備事業	レクリエーション施設用地整備、リゾートマンション、リゾートホテル建設
<input type="checkbox"/> 下水道事業	下水道終末処理場
<input type="checkbox"/> エネルギー施設整備事業	発電所等エネルギー供給施設整備、地域冷暖房施設整備
<input type="checkbox"/> その他事業	農用地造成、土砂砂利採取

ここに掲げる事業は、開発事業の構想・計画段階に視点を置いたものです。また、上記以外の環境への配慮が必要な事業等については、本環境配慮指針を参考に、適宜、適切な環境配慮を行うことが必要です。

③ 開発事業共通配慮指針

開発事業共通の環境配慮指針を以下に示します。

- 土地利用等の検討に当たっては、生物生息環境や景観*等を考慮し、まとまりや連続性のあるものを中心に、極力既存の緑地を保全するように配慮します
- やむを得ず土地の改変を行う箇所については、極力水辺等生物生息環境の復元や緑化を図るように配慮します
- 土地の選定や土地利用の検討にあたっては、神社、仏閣、史跡等歴史的建造物、文化財等の移転を極力避けるように配慮します
- 建設発生土の減量化・再利用化等による建設副産物の削減、再資源化に努めます
- 極力施設の外周部に緑地等を確保するとともに生物生息環境や景観等にも配慮した緑化を図ります
- 屋外照明の検討にあたっては、光害に十分配慮した照明設置を図ります
- 未利用エネルギーの有効利用等、極力省エネルギーに配慮します

④ 事業別配慮指針

事業別の環境配慮指針を以下に示します。

ア 住宅系整備事業

- 歴史的・文化的遺産が存在する場合、周辺環境と一体的に保全します

イ 商業・業務系整備事業

- 交通渋滞による温室効果ガスの発生や、騒音*振動、大気汚染の防止のため、アクセス経路を検討します

ウ 工業系整備事業

- 適切なオープンスペースを確保するなど、防災対策に考慮します

エ 農林業系整備事業

- 市民農園などの整備による自然との触れ合いの場の創出に配慮します

オ 交通系施設整備事業

- 街路樹・遮音壁*の設置に努めます

カ 河川・海岸系整備事業

- 暗渠化はできる限り避けるよう努めます
- 改修などにより失われた自然について、魚道やビオトープ*、人口海岸の造成など自然の回復に努めます

キ 埋立・港湾整備事業

- 事業実施による潮流変化などの環境影響に配慮します
- 人口干潟の整備など、水生生物*の生息空間の確保に努めます

ク 廃棄物処理施設整備事業・下水道事業

- 焼却余熱等の未利用エネルギーの活用に考慮します

ケ 土砂砂利採取系

- 事業実施により生息地が分断しないよう配慮します

(3) 日常の事業活動及び市民生活における環境配慮

① 日常の事業活動及び市民生活における環境配慮の考え方

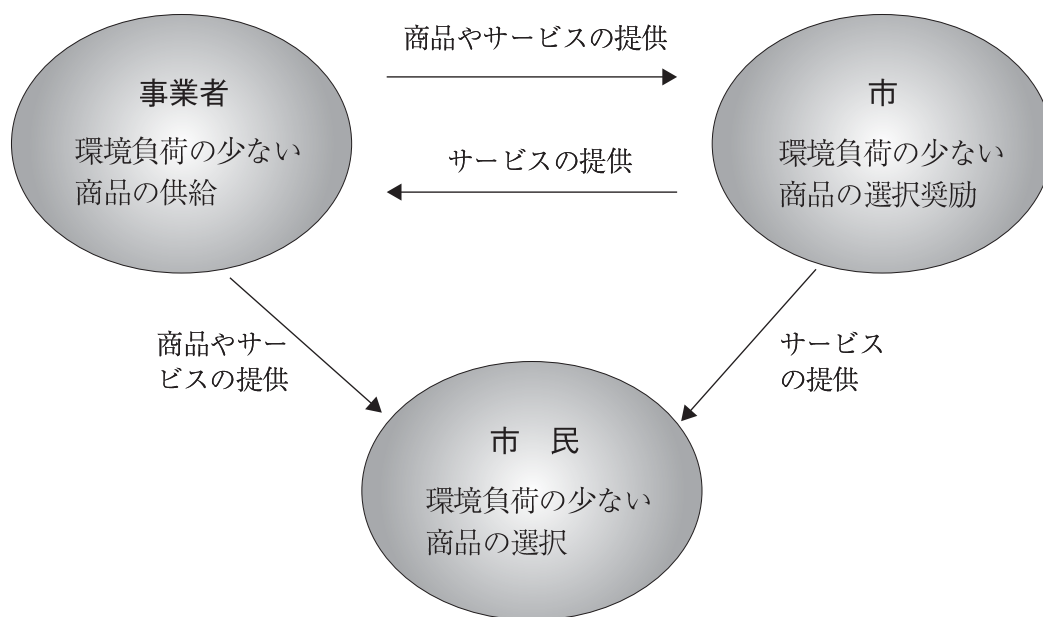
今日の生活は、資源やエネルギーの大量消費を前提に成り立っており、市民一人当たりのエネルギー消費量は増大する一方です。このようなエネルギー多消費が一方では環境に負荷を与え、環境に深刻な影響を及ぼしています。このため、日常生活においてできるだけ環境への負荷を与えないような配慮が必要です。この環境への配慮は、市民、事業者、市がそれぞれの立場を踏まえて取り組む必要があります。

商品やサービスを提供する事業活動においては、原材料の調達から製品の廃棄の各段階で環境配慮が必要です。

一方、市民は主として商品やサービスの消費者として、購入から使用の各段階で環境負荷の少ない製品の選択を心掛けることが重要となります。

また、市は市民と同様な環境配慮のほかに、このような環境への負荷の少ない製品を率先して選択し、使用していくことが必要です。自治体が大口の消費者として環境配慮製品を購入していくことで、環境配慮製品の市場の拡大につながり、種類・数量ともに豊富になることで一般市場への波及を進めることもできます。

ここに掲げた事項は、環境負荷の少ない街づくりやライフスタイルの形成を進めるための日常的な配慮事項を「生産－流通－消費－再生及び処理」というものの流れを中心に、基本的な内容を示したものです。この事項を参考にして、市民や事業者の自主的な行動が求められます。



		商品の流通段階			
		生産	流通	消費	再生及び処理
活動主体	事業者	◎	◎	○	○
	市民			◎	◎
	市			◎	◎

注) ◎：関連が強い
○：関連がある

図4-4 商品やサービスから見た各主体の関連と環境への配慮

② 日常の事業活動及び市民生活における環境配慮事項

環境負荷の少ないまちづくり・ライフスタイルの形成を進めるための日常の事業活動及び市民生活における基本的な配慮事項（商品の流通段階からみた環境配慮事項）を「生産－流通－消費－再生及び処理」という物の流れを中心にして示します。

また、その他の環境配慮事項として、建築物の建築と自動車使用時、環境保全の自主活動について示します。

ア 商品の流通段階から見た環境配慮事項

ア) 事業者・市民・市の共通配慮事項

商品の流通段階	共通配慮事項
1 商品の購入・消費段階	<ul style="list-style-type: none"> ① 省エネルギー型の機器（OA機器、電化製品）の導入を図る ② 車の買い換えに当たっては、環境への負荷の少ない車の導入を図る ③ 電気・水道などの使用量の削減に努める
2 商品の再生及び処理段階	<ul style="list-style-type: none"> ① 使い捨て商品の購入を抑制することや、リユース*・リサイクル*しやすい商品を優先的に購入し、廃棄物の削減に努める ② 分別収集によるリサイクルを推進する

イ) 事業者の追加配慮事項

商品の流通段階	追加配慮事項
<p>1 商品の 生産・供給</p> <p>(1) 原料の 調達段階</p> <p>(2) 生産段階</p> <p>(3) 流通・ 供給段階</p>	<p>① 再生資源*・未利用資源・代替原料の受入れの拡大を図る</p> <p>② 環境負荷の少ない燃料の選択に努める</p> <p>③ 原料採取時には環境への負荷の少ない工法、機械などの導入を図る</p> <p>① エネルギー消費の効率を高めるため、生産プロセスの改善や廃熱・未利用エネルギーの有効利用によって省エネルギーに努める</p> <p>② 省資源のための生産プロセスの改善を図る</p> <p>③ 産業廃棄物*の排出削減のための工程内発生物の有効利用の推進を図る</p> <p>④ 大気汚染、水質*汚濁等の汚濁負荷を低減するための生産プロセスの改善を図る</p> <p>⑤ 生産段階で使用する有機溶剤、塩素、フロン*等については代替等によって使用量の低減を図る</p> <p>⑥ 生産プロセス全体を環境調和型生産プロセスに転換を図るよう努める</p> <p>① 包装材・梱包材の使用量の削減や環境負荷の少ない包装材・梱包材の利用促進により、廃棄物の発生に伴う環境負荷や包装材・梱包材の製造に伴う環境負荷の低減等を図る</p> <p>② 物流におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素*、二酸化窒素等の環境負荷を低減するために、共同配送などによって物流の合理化を推進する</p> <p>③ 車使用時の窒素酸化物*排出量等を削減するためクリーンエネルギー車の導入に努める</p>
<p>2 商品の購入・ 消費段階</p>	<p>① 環境への負荷の少ない燃料の使用に努める</p>
<p>3 商品の再生 及び処理段階</p>	<p>① 製品の廃棄段階における廃棄物や有害物質の排出による環境負荷を低減させるため、リサイクル*が容易な製品・素材・有害物質の排出や廃棄物の発生が少ない製品素材の使用に努める</p> <p>② 廃棄物の適正処理を図り、二次汚染を防止する</p>

ウ) 市民の追加配慮事項

商品の流通段階	追加配慮事項
1 商品の購入・消費段階	① 生産段階における環境負荷の少ない商品（エコマーク*、グリーンマーク商品等）を選択する ② 再生品等の使用に努める ③ 省エネ型のものを選択する

エ) 市の追加配慮事項

商品の流通段階	追加配慮事項
1 商品の購入・消費段階	① 生産段階における環境負荷の少ない商品（エコマーク、グリーンマーク商品等）を選択する ② 再生品等の使用に努める ③ 環境への負荷の少ない燃料の使用に努める ④ 省エネ型のものを選択する
2 商品の再生及び処理段階	① 廃棄物の適正処理を図り、二次汚染を防止する

イ その他の日常の事業活動及び市民生活における環境配慮事項

ア) 事業者・市民・市の共通配慮事項

	共通配慮事項
A. 建築物の建築	① 建築物の建築・改築に当たり、環境負荷の少ない建築材の使用、建築材の使用合理化を図る ② 地域の自然環境との調和を図り、敷地内、壁面等の緑化に努める ③ 雨水の浸透ます等を設置して地下水のかん養を図ったり、雨水を貯留して有効利用を図る ④ 太陽光等の自然エネルギーの導入に努める
B. 自動車使用时	① 外出時には公共交通機関や自転車など環境への負荷の少ない交通手段を積極的に利用し、自動車の使用をできるだけ控える ② 自動車の使用に当たっては、急発進・急加速、空ぶかしを避け、停車時にはエンジンを停止するなど、エコドライブ*を心がける ③ 交通渋滞の原因となる迷惑駐車をやめる

イ) 事業者の追加配慮事項

	追 加 配 慮 事 項
C. 環境保全の 自主活動	① ISO14001*、エコアクション21*など環境マネジメントシステム*を導入するなど、環境配慮した事業活動を推進するための体制の整備に努める ② 従業員の環境学習、環境保全活動の促進を図る ③ 地域の環境保全活動に積極的に取り組む

ウ) 市民の追加配慮事項

	追 加 配 慮 事 項
B. 自動車使用時	① 短距離の移動には徒歩や自転車の利用に努める
C. 環境保全の 自主活動	① 地域の環境保全活動に積極的に取り組む ② 空き缶・タバコの投げ捨てをしないなど、街のクリーンアップを率先して行う ③ ごみ減量のためマイバッグ、マイ箸等の使用に取り組む

エ) 市の追加配慮事項

	追 加 配 慮 事 項
C. 環境保全の 自主活動	① ISO14001、エコアクション21など環境マネジメントシステムを導入するなど、環境配慮した事業活動を推進するための体制の整備に努める ② 職員の環境学習、環境保全活動の促進を図る